

答申第 789 号

情公第 1457 号

令和 6 年 7 月 3 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 5 年 2 月 15 日付けで諮問された特定審議会の議事録等一部非公開の件
（諮問第 896 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事（以下「実施機関」という。）は、令和4年10月13日付け行政文書一部公開決定を取り消し、改めて諾否決定を行うべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和4年8月14日付けで、実施機関に対して、別表1に掲げる行政文書について、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和4年8月29日付けで条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長の上、令和4年10月13日付けで、本件請求に対して特定した行政文書に含まれる情報の一部が条例第5条第1号、同条第2号、同条第3号及び同条第4号に該当することを理由に、条例第10条第3項の規定に基づく行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和4年12月20日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分を取り消し、別表1に掲げる行政文書のうち、神奈川県特定審議会特定部会の議事録（令和元年度～令和3年度）について、非公開部分を見直したうえで、一部を公開することを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 他自治体の中には、そのホームページにて特定審議会特定部会の議事録（委員名も含めて）を公開している自治体や、委員名や源泉名は伏せて議事録をホームページ公開している自治体もある。また、ある自治体では、特定審議会特定部会は掘削許可等申請者の事業情報（揚湯量等）は非公開としているものの、議事録をホームページで公開している。これら議事録には、逐語的な質疑応答が記録されている。

さらに、その他複数の自治体では、ホームページでは議事録を公開して

いないものの、公文書（行政文書）開示請求により提供のあった議事録では、委員名や事業情報等の一部非公開部分はあるものの、質疑応答部分を含めた内容が公開されている。

これら他自治体の議事録を確認する限り、議事録の公開が審議会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといったことは、特定部会の審議で特段話題にあがっておらず、神奈川県知事が懸念しているような「公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当な利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」があるとは言えない。

そもそも、多くの県では公開している特定部会の質疑応答を非公開とすることで、実施機関における情報公開が遅れていると思うべきではないか。この神奈川県の非公開の考え方が、条例の冒頭で述べられている「県政に関する情報の公開を総合的に推進することにより、公正で開かれた県政の実現を図り」に適合しているかを判断いただきたい。

なお、実施機関は、神奈川県温泉保護対策要綱を定めて温泉源の保護と適正な利用を恒久的に確保するという目的を達成すべく活動しており、このためには、特定部会の質疑応答内容を公開し、広く情報共有を図る方が得策ではないか。公共財の側面を持つ温泉についての議論は、秘密にするようなものではなく、オープンにすべきと考える。

以上を踏まえ、現在公開している（発言した）特定部会委員の氏名を非公開とし、逆に質疑応答については公開しても、「公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」はないと考えることから、審査請求を行うものである。

なお、発言内容によって委員が特定されるおそれが大きな場合があるとしても、その部分を限定的に非公開とすればよい。

- (2) 実施機関は、弁明書において、特定部会は、条例第25条第1号「非公開情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行うとき」に該

当しており、非公開情報としては、「特定部会の審議内容は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とし、それに該当するものとしては、「各企業が保有する掘削等に必要な機器等、温泉掘削等の工法、又は特定部会の答申が不許可等の不利益処分である事案に係る内容や理由等」であると主張する。

これについて、例えば、特定自治体情報公開・個人情報保護審議会会長から特定県知事に答申された、平成27年2月3日付け答申第40号においては、次のように指摘されている。

「許可申請者以外の者がこれら（審査請求人注：後述の①から⑥）の情報を入手し、申請地の近隣において同様の方法で掘削等をして、温泉がゆう出する等の成果が得られるとは限らない。温泉掘削等を行おうとする者は様々な事前調査や情報収集を行うことに手間と費用をかけることが通常であり、これらの情報は、さほど重要なものとは考えられない。以上のことから、これらの情報は、当該許可申請者にとって、保護されるべき事業活動上の秘密に当たるとは言えず、公にすることにより、当該許可申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認めがたい。」

この指摘からもわかるとおり、実施機関が「公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」としてきた項目は、「さほど重要なものとは考えられない」ものであることを認識すべきである。

- ①掘削しようとしている温泉井戸の口径（孔口・孔底）、深度及び工事方法
- ②既存の井戸の深度並びにゆう水の温度及び性質
- ③既存の源泉の口径（孔口・孔底）、深度及びゆう出量
- ④既存の源泉の温度及び泉質
- ⑤設置しようとしている動力装置の概要
- ⑥その他許可申請者の事業活動上の秘密

- (3) 実施機関は、神奈川県温泉保護対策要綱を定め、温泉の保護やその適正利用という目的を達成すべく事務を遂行しており、このためには広く情報共有を図る方が得策ではないか。折しも、温泉保護に関連する話題として、令和4年の年末から同5年の年始にかけて、日本各地の温泉枯渇問題がテレビやwebで大きく報道された。
- (4) 温泉枯渇は古くて新しい問題であるが、神奈川県特定審議会特定部会における情報こそ広く共有して、県民ひいては日本国民が温泉資源について真剣に考える機会を与えるべきではないだろうか。公共財の側面を持つ温泉についての議論は、秘密にするようなものではなく、公開すべきと考える。
- (5) 実施機関は、弁明書において、「温泉の掘削等の許可の一連の事務手続が条例第5条第4号に該当すると考えられます。」としているが、第4号のアからオのうちどれに該当するのか明らかにすべきである。

4 実施機関（担当：健康医療局生活衛生課）の説明要旨

(1) 神奈川県特定審議会特定部会について

神奈川県特定審議会特定部会（以下「本件部会」という。）は、温泉法第32条の規定に基づく、温泉掘削許可申請等の処分に係る神奈川県知事（以下この項において「知事」という。）の諮問機関である。

申請に対する処分は、高度な専門知識を要し、申請者及びステークホルダーの利害に関するところが大きいと言われており（環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室編「逐条解説 温泉法」から引用）、処分の適正を期するため、温泉法にこの規定が設けられた。

温泉の保護を目的とする許可、命令等の処分を行う際、知事は本件部会に対し、地質構造、水文学等多方面からの目に見えない温泉資源への影響等について諮問する。

一方、温泉法第32条については、知事は審議会等の意見に拘束されるものではないと解されるとして、審議会等の意見を聴かなかつたからといって知事の許可処分が当然に無効となるものとは解しがたいとした判例（昭和46年1月22日最高裁判決、最高裁判所民事判例集25巻1号45頁）

がある。

このようなことから、本件部会は、審査請求人が主張する「県政に関する情報の公開を総合的に推進することにより、公正で開かれた県政の実現を図る」性格をもつ審議会等ではなく、知事の本件部会への諮問が、個別の温泉掘削許可等の申請から処分に至るまでの事務手続における行政の審査過程の一つであり、温泉の掘削等の許可の一連の事務手続が条例第5条第4号に該当すると考えられる。

そして、特定部会の答申が必ずしも知事の許可の内容と同等になる必要はなく、第三者からの総合的かつ客観的な意見を幅広く聞くために、自由な発言を保証しているため、非公開を前提としている。

(2) 会議を非公開としていることについて

本件部会は、条例第25条第1号「非公開情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行うとき。」に該当しており、非公開情報としては、「本件部会の審議内容は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。」としている。

この「当該事業に関する情報であって、公開することにより、個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するものとしては、各企業が保有する掘削等に必要な機器等、温泉掘削等の工法、又は特定部会の答申が不許可等の不利益処分である事案に係る内容や理由等が該当する。

温泉掘削等に係る機器等や、温泉が出ないと言われている土地で温泉を掘り当てる技術などは、特許技術として特許庁に出願されている事例がある。

また、上記(1)のとおり、申請に対する処分は、高度な専門知識を要し、申請者及びステークホルダーの利害に関するところが大きいと言われているため、当該会議を公開した場合に、審議妨害や委員に対する圧力等により、公正又は円滑な議事運営に支障を来すおそれも考えられることも併せ、非公開としている。

なお、審査請求人が、上記3(1)で主張する「特定部会委員の氏名を非

公開とし」については、条例の審査基準である「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」の第5条第1号における解説5(3)において、「公務員等の氏名については、(中略)原則として公開しており、他の公務員等の氏名についても同様に取扱うこととなる。」としており、本件部会については、県ホームページにおいて、委員の氏名を公開していることから、非公開とする理由がない。

(3) 条例の解釈及び運用の基準に基づく検討について

令和4年10月13日付け生衛第2283号をもって、実施機関が審査請求人に通知した「行政文書一部公開決定通知書」別紙により公開することができない部分及びその理由を示したところだが、特に審査請求人が一部の公開を求めている本件部会の議事録(第62回～第67回)について、一部非公開とした事項及びその理由を、次のとおり補足説明する。

ア 申請に至るまでの経緯及び申請理由等に関する説明

条例第5条第2号該当

(理由)

法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

広報戦略や開発計画等、公にすることにより同業他社の利益に資するおそれがあるものと考えられることから非公開と判断した。

イ 申請地を管轄する首長意見に関する説明

条例第5条第3号該当

(理由)

地方公共団体の機関における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。

首長が、申請地における観光、土地開発、環境保護等、行政の施策を踏まえ総合的に中立的立場において意見するためには、外部からの干渉、圧力等により率直な意見の交換が妨げられないことが必要であり、また、公開することにより、将来予定されている同種の審議、検討等に不当な影響を与えるおそれがあることから、首長意見は非公開

と判断した。

ウ 申請書及び添付書類等の記載内容に関する説明

令和4年10月13日付け生衛第2283号「行政文書一部公開決定通知書」の別紙のとおりである。

エ 申請に対する処分の事務局案に関する説明

条例第5条第3号該当

(理由)

県の機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。

許可処分の審査は、公平性及び中立性が求められ、定期的に年2回程度、審議会が開催されることから、発言内容を公開することにより、外部からの干渉、圧力等が寄せられないよう非公開とした。

オ 神奈川県温泉保護対策要綱に基づき実施した影響調査の結果

(ア) 条例第5条第2号該当

(理由)

法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

任意の協力により実施した影響調査において、源泉所有者の源泉の水位の変化を公にした場合、温泉の湯量や揚湯量への影響が推測される可能性があり、温泉に係る事業に影響が及ぶ可能性があるため、非公開とした。

(イ) 条例第5条第5号該当

(理由)

実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものであるため。

影響調査については、申請地から半径200m以内の源泉所有者の任意の協力に基づき実施され、提出される書類であり、許可申請者に提

供されるものの、第三者に公開することを目的としていないため、非公開とした。

カ 各委員の発言

(ア) 条例第5条第3号該当

(理由)

県の機関等の審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。

本件部会では、県ホームページその他の方法により、本件部会の内容が非公開であることを公表しており、それを前提として本件部会の委員に就任している委員がいる。

(イ) 条例第5条第5号該当

(理由)

実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供された情報であって、公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるため。

様々な立場の委員が就任しており、意見の中には、温泉に係る研究情報等、本件部会の運営を円滑にするために必要な情報の提供があり、その内容は本件部会が非公開だからこそ、任意に提供することができるものである。

キ その他の発言

条例第5条第2号、第3号及び第4号該当

(理由)

今後の申請予定等に関する情報提供であり、情報を開示することにより、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、当該情報については、今後の見通しが不透明なものであることから、公開することにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、反復継続する同種の事務又は事業の適正な

遂行に支障を及ぼすおそれがあることから非公開とした。

5 審査会の判断理由

(1) 理由付記について

実施機関は弁明書において、本件処分に係る非公開理由について補足説明を行っているが、令和4年10月13日付け行政文書一部公開決定通知書に記載された本件処分に係る非公開理由としては、単に条例の根拠規定を示すのみであることが認められた。そこで、かかる理由付記の妥当性について以下検討する。

条例第10条第3項は、「(略) 公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むとき(略)は、その理由を併せて通知しなければならない。

(略)」と規定している。その趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与えることにある。かかる趣旨を踏まえれば、単に非公開の根拠規定を示すだけでは、当該行政文書の種類、性質等とあいまって請求者が条例所定の非公開理由のどれに該当するのかとその根拠を当然に知り得るような場合は別として、条例第10条第3項の求める理由付記としては不十分なものと解すべきである（「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」（以下「解釈運用基準」という。）。）。そして、上記理由付記規定の趣旨に鑑みれば、理由付記の不備は、審査請求後の弁明書等における理由の補足によって治癒されるものではないと解すべきである。

本件では前述のとおり、実施機関は本件処分に係る非公開理由について具体的な理由を示さないまま、単なる条文の引用にとどまる理由のみを示して本件処分を行っていることと認められることから、条例第10条第3項が求める理由付記としては不十分であったと言わざるを得ない。

そのため、実施機関は本件処分を取り消して改めて諾否決定を行うべきである。そして、実施機関が改めて行う諾否決定が非公開決定となる場合には、非公開とする個々の情報ごとに、条例第10条第3項の上記趣旨を達するに足りる理由を付記すべきである。

(2) 改めて諾否決定を行う場合の留意点について

以上のとおり、実施機関は本件処分を取り消した上で改めて諾否決定を行うべきであるが、実施機関は弁明書において、次の「ア」から「キ」に掲げる各項目の非公開理由について補足説明を行っていることから（「ウ」に掲げる項目を除く。）、当該補足説明の当否について、当審査会として次のとおり判断するので、実施機関は当該判断を踏まえた諾否決定を行うべきである。

ア 申請に至るまでの経緯及び申請理由等に関する説明

当審査会が確認したところ、標記項目は、本件部会事務局員による、許可申請者の申請目的及び申請者の過去の申請経緯等に関する説明内容が記載されている部分であることが認められた。

実施機関は、標記項目を条例第5条第2号に規定する法人等に関する情報に該当すると判断した理由について、広報戦略や開発計画等、公にすることにより同業他社の利益に資するおそれがある旨説明している。

この点、同号に規定する「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報について、解釈運用基準は、「これに該当する情報の典型的なものとしては、生産技術上又は販売上のノウハウに関する情報、信用上の正当な利益を害する情報がある」としているが、標記項目は許可申請案件の概要情報に過ぎず、生産技術上又は販売上のノウハウに関する情報や信用上の正当な利益を害する情報とは認め難い。

よって、標記項目は、条例第5条第2号に規定する「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報には該当しないと判断する。

イ 申請地を管轄する首長意見に関する説明

当審査会が確認したところ、標記項目は、本件部会の議題である許可申請案件に対して提出された申請地の首長意見が記載された部分であることが認められた。

実施機関は、標記項目を条例第5条第3号に規定する審議等に関する情報に該当すると判断した理由について、首長が申請地における観光、土地開発、環境保護等、行政の施策を踏まえ総合的に中立的立場におい

て意見するためには、外部からの干渉、圧力等により率直な意見の交換が妨げられないことが必要であり、また、公開することにより、将来予定されている同種の審議、検討等に不当な影響を与えるおそれがある旨説明している。

この点、解釈運用基準は、条例第5条第3号の適用について、「審議、検討に関する情報について、行政における意思決定が行われた後は、当該意思決定に及ぼす支障はないと考えられる。ただし、当該意思決定に係る情報が、他の審議、検討等の前提や構成要素等である場合や将来予定されている同種の審議、検討等に不当な影響を与えるおそれがある場合等には、当該意思決定後であっても、他の又は将来の審議、検討等に関する情報として、本号該当性を検討する必要がある。」としている。

これを本件についてみると、本件処分時において、本件部会の議題であった許可申請案件に係る意思決定はすでに終了していると認められるため、首長が当該案件に係る意見表明をするに当たって外部から干渉や圧力等を受けるといふことはおよそ想定し得ない。また、当該意思決定に係る情報が公開されることで、他の又は将来予定されている同種の審議、検討等に不当な影響を与えるおそれがあることについて、実施機関から具体的な事情が示されているとはいえない。

よって、標記項目は、条例第5条第3号に規定する審議等に関する情報には該当しないと判断する。

ウ 申請書及び添付書類等の記載内容に関する説明

標記項目については弁明書においても具体的な非公開理由が示されていないことから、実施機関が改めて行う諾否決定において標記項目を非公開とする場合には、非公開とする個々の情報ごとに、(1)で示した条例第10条第3項の趣旨を達するに足りる理由を付記すべきである。

エ 申請に対する処分の事務局案に関する説明

当審査会が確認したところ、標記項目は、本件部会の議題である許可申請案件に対する本件部会事務局員の意見が記載されている部分であることが認められた。

実施機関は、標記項目を条例第5条第3号に規定する審議等に関する

情報に該当すると判断した理由について、許可処分の審査は公平性及び中立性が求められ、発言内容の公開により外部から干渉、圧力等が寄せられないようにする必要がある旨説明している。

しかし、前述の「イ」と同様、本件処分時において、本件部会の議題であった許可申請案件に係る意思決定はすでに終了していることが認められるから、標記項目が公開されたとしても、本件部会における許認可の審査に外部からの干渉や圧力等が寄せられるということはおよそ想定し得ない。また、当該意思決定に係る情報が公開されることで、他の又は将来予定されている同種の審議、検討等に不当な影響を与えるおそれがあることについて、実施機関から具体的な事情が示されているとはいえない。

よって、標記項目は、条例第5条第3号に規定する審議等に関する情報には該当しないと判断する。

オ 神奈川県温泉保護対策要綱に基づき実施した影響調査の結果

当審査会が確認したところ、標記項目は、動力装置の変更許可申請に関し、装置の変更による周囲の源泉への影響を調査（以下「影響調査」という。）した結果に関することが記載されている部分であることが認められた。

(ア) まず、実施機関は、標記項目を条例第5条第2号に規定する法人等に関する情報に該当すると判断した理由について、影響調査における源泉所有者の源泉の水位の変化を公にした場合、温泉の湯量や揚湯量への影響が推測され、温泉に係る事業に影響が及ぶ可能性がある旨説明している。

しかし、当審査会が確認する限り、標記項目には実施機関の説明するような、公開することによって温泉事業に影響が及ぶ可能性がある情報が記載されているとは認め難い。

よって、標記項目は、条例第5条第2号に規定する法人等に関する情報には該当しないと判断する。

(イ) 次に実施機関は、標記項目を条例第5条第5号に規定する任意に提供された情報に該当すると判断した理由について、影響調査結果は申請地

から半径200m以内の源泉所有者の任意の協力に基づき実施され、提出される書類であり、許可申請者に提供されるものの、第三者に公開することを目的としていない旨説明している。

しかし、当審査会が確認したところ、そもそも影響調査結果は許可申請者が許可申請に当たって添付する書類として位置づけられたものであり（神奈川県温泉保護対策要綱及び影響調査実施要領）、実施機関はこの調査結果をもとに許認可の判断を行うこととなる以上、影響調査結果の提出は実質的に申請者に義務付けられたものと解される。したがって影響調査結果は、条例第5条第5号に規定する「任意に提供された情報」との要件を満たさないものと認められる。

よって、標記項目は、条例第5条第5号に規定する任意に提供された情報にも該当しないと判断する。

カ 各委員の発言

当審査会が確認したところ、標記項目は、本件部会委員による、許可申請案件に係る意見や制度の将来的な見直しを求める意見が記載されている部分であることが認められた。

(ア) 実施機関は、標記項目を条例第5条第3号に規定する審議等に関する情報に該当すると判断した理由について、本件部会は非公開としており、本件部会の委員もこれを前提に就任している旨説明している。

しかし、条例解釈運用基準が「附属機関の会議を非公開とすることと、公開請求を受け、行政文書を非公開とすることは性質が異なるものである。したがって、会議を非公開とする場合であっても、当該会議の議事録、資料等の公開請求を受けた場合は、非公開情報に該当するか否かについて別途判断する必要がある。」としている以上、会議が非公開で開催されていることをもって直ちに、当該会議の議事録に含まれる情報についても条例第5条第3号該当性が認められるものではない。

そして、前述の「イ」と同様、本件処分時において、本件部会の議題であった許可申請案件に係る意思決定はすでに終了していることが認められる以上、たとえ委員が非公開を前提に本件部会に出席しているとしても、標記項目が公開されることが委員の意思決定に支障を及ぼすこと

はおおよそ想定し得ない。また、当該意思決定に係る情報が公開されることで、他の又は将来予定されている同種の審議、検討等に不当な影響を与えるおそれがあることについて、実施機関から具体的な事情が示されているとはいえない。

よって、標記項目は、条例第5条第3号に規定する審議等に関する情報には該当しないと判断する。

(イ) また、実施機関は、標記項目を条例第5条第5号に規定する任意に提供された情報に該当すると判断した理由について、本件部会では様々な立場の委員が就任しており、意見の中には、温泉に係る研究情報等、本件部会の運営を円滑にするために必要な情報の提供があり、その内容は本件部会が非公開だからこそ、任意に提供することができるものである旨説明している。

しかし、委員の就任自体は実施機関の要請に基づくものであったとしても、個々の本件部会における各委員の発言は委員としての職務に基づいて自発的になされているものである以上、その発言内容が条例第5条第5号が規定する「実施機関の要請を受けて」提供された情報に該当しないことは明らかである。

よって、標記項目は、条例第5条第5号に規定する任意に提供された情報にも該当しないと判断する。

キ その他の発言

当審査会が確認したところ、標記項目は、本件部会委員による制度の将来的な見直しを求める意見や、本件部会事務局員による許可申請案件が申請に至らなかった経緯の説明が記載されている部分であることが認められた。

(ア) 実施機関は、標記項目を条例第5条第2号に規定する法人等に関する情報に該当すると判断した理由について、当該情報は今後の申請予定等に関しての情報提供であり、情報を開示することにより、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨説明している。

しかし、そもそも標記項目に特定の法人の名称の記載は認められないことから、公開することで、実施機関の説明するような、法人の競争上

の地位その他正当な利益を害するおそれが生じるとは認め難い。

よって、標記項目は、条例第5条第2号に規定する法人等に関する情報には該当しないと判断する。

- (イ) さらに実施機関は、標記項目を条例第5条第4号に規定する事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に該当すると判断した理由について、当該情報の内容は今後の見通しが不透明なものであり、公開することにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、反復継続する同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明している。

そこで検討すると、標記項目のうち別表2に掲げる情報は、本件部会委員による制度の将来的な見直しを求める意見であると認められるところ、当該意見が実施機関の所管する温泉事業の許認可事務の考え方等に関わることを踏まえると、かかる意見が公開されると今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明は否定し難い。

一方、その余の情報については、これを公開することで実施機関の事務又は事業に支障が生じるおそれがあると認めるに足りる具体的事情が示されているとはいえない。

以上のことから、標記項目のうち、別表2に掲げる情報は条例第5条第4号柱書に規定する事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に該当するが、その余の情報はこれに該当しないと判断する。

- (ウ) なお、実施機関は、標記項目を条例第5条第3号に規定する審議等に関する情報にも該当すると判断しているが、その理由については弁明書においても説明されていない。よって、実施機関が改めて行う諾否決定において同号に基づく非公開決定を行う場合には、非公開とする個々の情報ごとに、(1)で示した条例第10条第3項の趣旨を達するに足りる理由を付記すべきである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

公開請求に係る行政文書の内容		
神奈川県特定審議会特定部会の次の各回次の議事録及び会議資料		
・ 令和元年度	第 62 回	令和元年 9 月 4 日
・ 令和元年度	第 63 回	令和 2 年 1 月 22 日
・ 令和 2 年度	第 64 回	令和 2 年 9 月 2 日
・ 令和 2 年度	第 65 回	令和 3 年 1 月 28 日
・ 令和 3 年度	第 66 回	令和 3 年 8 月 26 日
・ 令和 3 年度	第 67 回	令和 4 年 1 月 31 日

別表 2

該当の情報
「第 62 回特定審議会特定部会議事録」中、「その他」の非公開部分のうち、1 行目から 11 行目まで

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年2月15日 (収受)	○ 諮問
令和6年3月26日 (第236回部会)	○ 審議
令和6年4月22日 (第237回部会)	○ 審議
令和6年5月31日 (第238回部会)	○ 審議
令和6年6月27日 (第239回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
小 沢 奈 々	横浜国立大学教育学部准教授	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(令和6年7月3日現在) (五十音順)